

2021年7月30日

お客様各位

名鉄自動車整備株式会社

当社津島工場における車両の継続検査に係る法令違反について

このたび、当社津島工場における車両の継続検査（車検）につきまして、保安基準不適合状態にもかかわらず保安基準適合証を交付していたなど、道路運送車両法に違反する複数の行為が社内調査により判明しましたのでお知らせいたします。なお、本事案につきましては、7月28日に中部運輸局愛知運輸支局に報告いたしております。

本事案は、お客さまをはじめ、関係者の皆さまの信頼を著しく損なうものであり、当社として、事態の重みを深く重大に受け止めております。お客さまを含む関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げますとともに、今後、当社の信頼回復に努めてまいります。

本日時点までに発覚した本事案の概要は以下のとおりです。

記

1. 本事案発覚の経緯

2021年4月、津島工場で過去に車検を実施した車両の点検を行った際に、指定自動車整備事業の違反行為の事案が発覚したため、津島工場に対する社内調査を実施したところ、複数の法令違反行為が判明しました。

2. 調査の対象・方法

津島工場における2019年6月から2021年5月までの2年間を対象期間とする指定整備記録簿（法令上の義務に基づき当社が保管していた全記録）を精査いたしました。また、津島工場等の関係者に対する聞き取り調査を実施しました。

3. 調査結果

対象期間中における車検の実施件数全1,221件のうち、553件について、法令違反（大型車車検におけるホイールボルト・ナット点検の未実施など）が確認されました。

今後、関係当局により法令違反内容が確認され次第、改めてお伝えいたします。

4. 発生原因

法令違反に関与していた従業員の指定自動車整備事業の重要性に対する認識の甘さや、関連法令遵守に向けたコンプライアンス意識の希薄さ等が原因の一つとして挙げられます。また、法令違反を見過ごし、発見できなかった当社の管理体制および内部統制の不備もございます。

5. 今後の対応

(1) お客さまへの対応について

今回発覚した法令違反事案に該当する車検の対象となった車両に対しては、当然のことながら、再点検等を無償で実施させていただきます。対象のお客さまには、個別のご案内を隨時進めてまいります。

(2) 類似事案の有無を確認するための他の事業場に対する調査について

津島工場を除く当社の26の指定自動車整備事業場に対して、類似の違反事案の有無の確認を目的とする社内調査を実施してまいります。

(3) 再発防止策

今後、同様の事態が再発しないよう、当社は、以下の取組みを可及的速やかに実施してまいります。

- ・コンプライアンス意識の向上と指定自動車整備事業への理解を深めるための再教育
- ・業務を円滑に運営するためのコミュニケーションの強化
- ・本社主導によるガバナンス体制の強化

本件に関するお問い合わせ先 営業部 052-623-2331

以 上